

国連気候変動枠組条約第24回補助機関会合および関係する会合

2006年5月15-26日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第24回補助機関会合(SB 24)は、2006年5月18-26日、ドイツ、ボンのマリタイムホテルで開催される。SB 24は、5月15-16日に開催される「気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話」に引き続き行われる。さらに、京都議定書における附属書I国の更なる削減約束に関する作業部会の第一回会合が、5月17-25日、SB 24と同時に行われる。UNFCCCの対話、京都議定書アドホックワーキンググループの作業部会の両方とも、2005年末にモントリオールで行われたUNFCCCの第11回締約国会議(COP 11)および京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議第一回会合(COP/MOP 1)での決議の結果として開催されるものである。COP 11とCOP/MOP 1において、参加者は、2013年(京都議定書の第一約束期間終了時)以後の期間に関する枠組、および気候変動に関する長期的な協力行動を検討する議論を行うため、いくつかの決定を採択した。

SB 24で、実施に関する補助機関(SBI)は、国別報告書、資金および管理上の問題、キャパシティブUILDING、遵守メカニズムに関する京都議定書の改訂といった議題を審議する。科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)は、適応に関する5ヵ年作業プログラム、緩和、技術移転、途上国における森林減少からの排出量の削減、UNFCCCと京都議定書の両方における一連の方法論問題など、幅広い議題を検討する。SBIとSBSTAの両方とも、2006年11月にケニアのナイロビで開催されるCOP 12およびCOP/MOP 2に提出されるべき決定書草案をいくつか作成することが期待される。

通常のSB 24会合に加えて、UNFCCCの対話とアドホックワーキンググループの作業部会、もう一つ別な会合前会議、そして3つの会合期間中ワークショップが予定されている。経済多角化に関する専門家会議は、5月16-17日に開催され、ワークショップは、炭素回収・貯留に関するものが5月20日、クリーン開発メカニズム(CDM)の活動としての炭素回収に関するものが5月22日、そして農業、林業、農村部の開発に関する緩和についてのものが5月23日に開催される。さらに、広範な気候変動の主題に関し、40を超える「サイドイベント」が、予定されている。

UNFCCCおよび京都議定書の経緯

気候変動は、持続可能な開発に対するもっとも深刻な脅威の一つと考えられており、環境、人の健康、食料の安全保障、経済活動、天然資源、物理的インフラに悪影響を及ぼすと見られる。地球の気候は自然にも変動するものであるが、地球の大気中に人為的に作られた温室効果ガスの濃度が上昇していることが、気候の変化に結びついているということで、科学者の見解は一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、気候変動の影響はすでに観測されており、科学的な発見は、速やかに予防的行動をとる必要があることを示している。

気候変動に対する国際社会の政治的な対応は 1992 年の UNFCCC の採択から始まる。UNFCCC は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を避けるため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目的とする行動枠組を設定する。対象となるガスには、メタン、亜酸化窒素、そして特に二酸化炭素が含まれる。UNFCCC は 1994 年 3 月 21 日に発効し、現在は 189 カ国がその締約国となっている。UNFCCC の締約国は、通常、年一回、締約国会議(COP)に集まり、年二回、補助機関、すなわち実施に関する補助機関(SBI)と科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)の会議を開く。

京都議定書: 1997 年 12 月、日本の京都での COP3 の参加者は、先進国および市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束する UNFCCC の議定書について合意した。これら先進国および市場経済移行国は、UNFCCC では附属書 I 締約国と称される諸国、6つの温室効果ガスの総排出量を、2008-2012年(第一約束期間)中に、平均で 1990 年比 5.2%削減することに合意し、それぞれの目標値は、国により異なることとした。議定書では、附属書 I 締約国が国内目標を費用効果の高い形で達成できるよう、3つの柔軟性メカニズムも設置している: すなわち、排出量取引システム、附属書 I 締約国同士での排出削減プロジェクトである共同実施(JI)、そして非附属書 I 締約国(途上国)での排出削減プロジェクト実施を認めるクリーン開発メカニズム(CDM)である。COP 3 後、締約国は、各国が排出量を削減し、その排出削減量を計測する方法を管理する多数の規則や運用詳細について交渉を開始した。これまでのところ、163 の締約国が京都議定書を批准しており、これには 1990 年の排出量の 61.6%に相当する附属書 I 締約国 37 カ国が含まれる。京都議定書は 2005 年 2 月 16 日に発効した。

ブエノスアイレス行動計画: 議定書の規則や運用詳細を最終決定するプロセスは、1998 年の COP4 でのブエノスアイレス行動計画と称される文書において合意された。この計画では、COP 6 を、これら規則や運用詳細を最終決定し、UNFCCC の実施を強化する期限とした。2000 年 11 月、締約国は、交渉を終了させるべく、オランダ、ハーグの COP 6 で会合した。この会議は成功せず、参加者は、COP 6 を中断し、2001 年 7 月まで中断し、ドイツのボンで再度会合した。参加者は、さらに協議を続け、ボン合意とされる政治的な決定書を採択することで合意した。この決定書は、京都議定書実施の高度な政治的方向性を提供するものであるが、参加者は、いまだに一部の問題に関する文章を最終決定できないでおり、COP 7 で最終決議するべく、すべての決定書草案を送ることで合意した。

マラケシュ・アコード:2001の10月後半から11月初め、参加者は、モロッコ、マラケシュのCOP7で議論を再開、マラケシュ・アコードで合意した。これらのアコードは、柔軟性メカニズムの詳細、報告作成と方法論、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)および京都議定書の遵守など多くの決定書草案のパッケージで構成され、第一回COP/MOPで採択された。このアコードでは、キャパシティビルディング、技術移転、気候変動の悪影響への対応、そして3つの基金、すなわち、後発発展途上国(LDC)基金、特別気候変動基金(SCCF)、そして適応基金という3つの基金を設立するなど、途上国への支援も取り上げている。

参加者は、COP8およびCOP9において、マラケシュ・アコードに則り、CDM理事会の規則および手順、そしてCDM規定の新規植林および再植林プロジェクト活動の方法と手順に関して合意した。また締約国は、IPCCの第三次評価報告書の結論をUNFCCCの作業に組み入れる方法についても議論し、適応と緩和に注目する新しい二つの議題項目に関して合意した。

COP10:2004年12月、ブエノスアイレスでのCOP10において、参加者は、適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画について合意した。また締約国は、技術移転、LULUCF、UNFCCCの資金メカニズム、教育・訓練・啓発についても決議を行った。しかし、一部の議題は解決されないまま残されており、この中には、LDC基金、SCCF、議定書2条3項(政策措置の悪影響)に関する議題項目が含まれる。一方、2013年以後の期間において締約国が気候変動と戦うため、どのような約束をすることになるかという、複雑かつ微妙な問題について、長時間の交渉が行われた。京都議定書は、締約国に対し、2005年までに2013年以後についての検討を始めるよう求めている。参加者は、2005年5月の第22回補助機関会合(SB22)の前に政府専門家セミナーを開催することで合意した、ただし、このセミナーの委託条件には、2013年以後の期間とも新しい約束とも明記していない。

政府専門家セミナーとSB22:このセミナーは、2005年5月、ボンで開催された。参加者は、将来枠組や2013年以降の約束など、気候変動プロセスにおける一部の広範な問題を取り上げることから会議を始めた。このセミナーに引き続きSB22が召集され、COP11とCOP/MOP1に向けての準備に注目し、予算問題から適応と緩和にいたる広範で多様な問題を議論した。

COP11とCOP/MOP1:COP11および京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会議(COP/MOP1)は2005年11月28日から12月10日、カナダのモントリオールで開催された。COP/MOP1で、締約国は、マラケシュ・アコードの正式な採択など、京都議定書の運用詳細で未決となっていたものに関する決定書を議論し、採択した。また、COP/MOP1では、2013年以後の期間における約束について議論するプロセスについても決議が行われた。またさまざまな方法論や管理上、資金上、組織上の問題も検討された。

COP 11 は、キャパシティビルディング、技術開発と技術移転、開発途上国および後発発展途上国での気候変動の悪影響、その他いくつかの資金および予算に関する問題が取り上げられ、この中には、条約の資金メカニズムの役割を果たす地球環境ファシリティー(GEF)へのガイドラインが含まれた。長時間にわたる交渉の末、COP も、UNFCCC の下での将来行動を検討するプロセスについて合意した。

会合と会合の間での注目

UNFCCC 会議: COP 11 および COP/MOP 1 以降、さまざまな UNFCCC のイベントが開催されており、この中には、CDM 理事会の会議(2月 22-23 日と 5月 10-12 日、ボン)、JI 監督委員会の会議(2月 2-3 日、3月 8-11 日、ボン)、遵守委員会の会議(3月 1-3 日、ボン)、技術移転に関する専門家グループの会議(3月 9-11 日、ブリュッセル)が含まれる。これに加えて、適応基金に関するワークショップ(5月 3-5 日、カナダのエドモントン)、適応に関する 5 年作業プログラムのワークショップ(3月 13-15 日、ウィーン)、そのほかいくつかの技術会議、地域会議が行われており、この中には、中南米での適応に関する地域ワークショップ(4月 18-20 日、リマ)が含まれる。

IPCC: 上記の UNFCCC の集まりとは別に、ここ数ヶ月の間に他にも関連性のある広範な会議が開催されている。これらの会議の中には、気候変動に関する政府間パネルの第 25 回会合(2006 年 4 月 26-28 日、モーリシャス、ポートルイス)があり、この会議では、国別温室効果ガスインベントリプログラムの 2006 年 IPCC ガイドラインが承認され、その概要の章が採択された。また参加者は、次の項目についても検討した: 2007-09 年度の IPCC プログラムと予算; 排出量シナリオに関するさらなる作業; 国別温室効果ガスインベントリプログラムに関するタスクフォースの将来の作業プログラム; 再生可能エネルギーに関する特別報告書; IPCC の委託条件のレビュー; UNFCCC に関する問題; そして第 4 次評価報告書に向けての進捗状況。

持続可能な開発委員会: 2006 年と 2007 年、国連持続可能な開発委員会(CSD)は、4 つの主要な項目に焦点を当てる、すなわち持続可能な開発のためのエネルギー、産業の発展、大気汚染と大気、そして気候変動である。5 月 1-12 日、ニューヨークで開催された同委員会の第 14 回会合で、参加者は、専門家パネルや、地域での実施に関する議論、多角的利害関係者の協議、そして閣僚級会合の支援を受け、これらの問題のレビューを開始した。この協議に参加する閣僚は、ビジネスリーダーや、国連機関の長、国際金融機関の長、さらには主要なグループの長と会合し、障壁や制約条件に注目し、2007 年初めの CSD-15 の政策会合、さらにはそれに先立つ政府間準備会議で取り上げる優先分野について指針を提供した。

CSD-14 は、エネルギーに関する議題で占められ、エネルギー安全保障、石油価格やガス価格の影響、再生可能エネルギーおよび化石燃料の果たすそれぞれの役割に注目する議論が行われたが、このうち化石燃料については、産油国から参加者に対し、これが予測可能な未来では世界のエネルギーミツ

クスで独占的な役割を果たすことが繰り返し告げられた。この「レビュー」会合が交渉をしない方式であったことから、化石燃料の未来、原子力、そして 2013 年以後の気候体制に関してくすぶっている緊張関係が表面化しないですんだ。

そのほかの会議: そのほかの最近のイベントには、クリーンな開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップの第一回閣僚会議(1月 11-12 日、オーストラリア、シドニー)がある。アジア太平洋の 6 カ国による会議は、エネルギー問題、化石燃料、産業と技術開発に焦点を当てるコミュニケが発表される結果となった。2006 年 1 月以後、そのほかにもさまざまな地域での会議が開催されており、その概要は下記のホームページで閲覧できる: <http://www.iisd.ca/recent/recentmeetings.asp?id=5>.

NEDO からの委託により GISPRI 仮訳